

高知県防災関連製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 これまで数多くの災害に見舞われてきた高知県の企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行った上で「高知県防災関連登録製品」として認定し、防災関連のものづくり企業の技術力や製品開発力の向上を図るとともに、県内外へその魅力を発信する。併せて「高知県防災関連登録製品」の認定を目指した取組を促進することにより、防災関連産業の振興を図る。

(申請要件)

第2条 本事業において、高知県防災関連製品認定制度に申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は当該製品の製造に係る主たる事業所を有する個人事業主、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であること。
- (2) 上記の者が、県内で製造又は開発した防災関連の製品、技術であること。ただし、製造中又は開発中のものは除く。
- (3) 上記の製品、技術について法令上の許認可の取得または適合が必要な場合は、それを満たしていること。
- (4) 県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。この号において、暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例の用語に同じ。）第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - イ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - ク その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

ケ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「高知県防災関連登録製品」認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）にその他の書類を添えて高知県防災関連産業交流会会長（以下「会長」という。）に提出するものとし、その時期は別途定める。ただし、第11条第1項の規定により再度提出する場合はこの限りではない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付する。

- (1) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
- (2) 認定を受けようとする防災関連製品の概要を記載した書類、パンフレット等
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 申請者は、申請書を提出する時点において、県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、前項のうち、第1号の書類の添付を省略することができる。

(審査会の設置)

第4条 会長は、認定の審査等を行うため、高知県防災関連登録製品認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置要領は、別に定める。

(認定の対象)

第5条 認定の対象は、防災関連製品とする。

(認定基準)

第6条 会長は、防災関連製品を「高知県防災関連登録製品」として認定するにあたって、その認定基準を定めなければならない。

(認定の審査)

第7条 会長は、第3条の申請があった場合は、前条の認定基準への適合に関する審査（以下「認定審査」という。）を審査会に付託するものとする。

2 審査会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。

3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認定)

第8条 会長は、前条第2項の報告に基づき、高知県防災関連登録製品を認定することができる。

2 会長は、前項の規定により、認定基準に適合すると認めるときは、当該申請者に対して高知県防災関連登録製品認定証（以下「認定証」という。）（様式第2号）により、認定する旨を通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により、認定基準に適合しないと認めるときは、当該申請者に対して高知県防災関連登録製品審査結果通知書（様式第2号の2）により、認定しない旨をその理由を付して通知するものとする。

（認定の公表等）

第9条 会長は、認定した防災関連製品（以下「認定品」という。）については、積極的に情報発信をするものとする。

（認定の表示）

第10条 第8条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定品を「高知県防災関連登録製品」として表示することができる。

（認定内容の変更・中止）

第11条 認定事業者は、申請書類に記載した内容に変更が生じたときは、高知県防災関連登録製品申請事項変更届出書（様式第3号）により、速やかに会長に届け出なければならない。

この届出により、認定証の記載事項に変更が生じた場合は、当初発行した認定証と引き換えに、変更事項に修正した認定証を改めて発行するものとする。

なお、届出の内容が重要な変更と認められる場合は、第7条に規定する手続きを行うものとする。

2 認定事業者は、認定品の製造又は販売を中止し、再開の見込みがないときは高知県防災関連登録製品廃止届出書（様式第3号の2）に認定証を添えて、速やかに会長に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第12条 会長は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認定の取消）

第13条 会長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1）認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

（2）虚偽の申請により認定を受けたとき

（3）第11条の規定による届出又は前条の規定による報告を行わなかったとき

（4）前条に規定する報告、実地調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき

（5）第11条第2項の届出があったとき

（6）その他、制度の運用に重要な支障を来たす行為があったとき、又は制度の信用を失墜させる行為があったとき

2 会長は、前項の規定により認定の取り消しをするときは、認定事業者に対して高知県防災関連登録製品認定取消通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（認定の有効期間及び認定の更新）

第14条 認定の有効期間は、認定した日から5年を経過する日が属する年度の3月31日までとする。

なお、第11条により認定内容の変更を行った場合でも、認定の有効期間は変わらないものとする。

- 2 認定事業者は、認定の有効期間終了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定期間が終了する前に、高知県防災関連登録製品認定期間更新申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請があった場合は、第13条第1項による取消事由に該当する場合を除き、更新を承認することとし、当該申請者に対して高知県防災関連登録製品認定期間更新承認書（様式第5号の2）により、承認する旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定により更新される認定の有効期間は、第1項の規定による有効期間が満了する日の翌日から起算して3年間とする。
- 5 前項の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して3年毎に更新申請をしなければならない。更新にあたっては、第2項及び第3項の手続きによることとする。

（認定事業者の責務）

第15条 認定事業者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 県内外に向けて積極的に情報発信を行うことにより、高知県防災関連登録製品の周知・普及を図るよう努めること
 - (2) 認定品の計画的な製造、流通又は販売及び適正な品質管理に努めること
- 2 認定品の製造、流通又は販売等において、当該認定品に係る事故等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定事業者がその責任を負うものとし、当該認定事業者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
 - 3 認定事業者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、高知県防災関連登録製品事故等報告書（様式第6号）により、直ちに会長に報告しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第16条 認定事業者は、この認定により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、あらかじめ、高知県防災関連登録製品権利継承承認願（様式第7号）を提出し、会長が認めた者はこの限りでない。この場合、高知県防災関連登録製品権利継承承認書（様式第8号）により承認することとし、権利譲受人（継承者）に対しては高知県防災関連登録製品認定証（様式第9号）により通知するものとする。

（事務処理）

第17条 この認定に関する事務の処理は、高知県防災関連産業交流会事務局が行う。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の高知県防災関連製品認定制度実施要綱第10条の規定により、認定の表示を行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の高知県防災関連製品認定制度実施要綱第8条の規定により認定を受けているものの更新については、なお従前の例による。ただし、改正前の同要綱第14条第2項の規定により更新を承認されたものの更新については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

高知県防災関連製品認定制度実施要綱の別に定める事項

高知県防災関連製品認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第18条に基づき、システム関連製品の取り扱いについて、下記の通り定める。

1. システム関連製品とは、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア及びその運用を用いて、情報の保存、管理、流通などをコンピュータ処理することで、サービスを提供する製品と定める。
2. システム関連製品については、システムが提供する機能の内容を要綱第3条1項の書類または別添の書類により明確に示すとともに、仕様書とその内容をまとめた資料を提出しなければならない。
3. 要綱第7条における審査においては、上記2で示された内容について審査を行うものとする。
4. 上記2において示された内容の一部が認定基準に適合しないと認められた場合、事務局が申請企業に対し、申請内容から認定基準に適合する部分のみを切り分ける事が可能かを確認する。その上で、可能な場合は認定基準に適合した部分のみを認定し、切り分けが不可能な場合（切り分けを申請者が希望しない場合も含む）は認定しないものとする。
5. 要綱第8条で認定されたシステム関連製品において、製品の機能が変更、付加される場合、要綱第11条1項に基づき手続きを行う。なお、製品の機能の範囲の変更を伴わないセキュリティ上の欠陥やシステムの不具合への対応等の軽微な修正については、手続きを要しないものとする。

高知県防災関連製品認定制度に係る認定申請書

年 月 日

高知県防災関連産業交流会 会長 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

(1) 認定申請書

(2) その他認定製品に関する資料 (パンフレット等)

(システム関連製品については、システムが提供する機能の内容を明確に示し、仕様書とその内容を要約した資料を添付してください)

* 高知県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、下記の書類は添付を省略できます。

(3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

(入札参加資格の登録状況)

* 高知県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、その内容を記載してください。

1 営業種別 :

2 登録番号 :

3 登録年月日: 年 月 日

4 資格の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

1 企業の概要

(ふりがな) 企 業 名				
(ふりがな) 代表者役職・氏名 生年月日	T・S・H・R 年 月 日			
所 在 地	〒			
本社・本店 所 在 地	〒			
ホームページURL	http://www.			
担 当 者	役職名		氏 名	
	TEL		FAX	
	e-mail			
認定製品の 売上管理者	氏 名		TEL	
	e-mail			
設 立 年 月 日				
資 本 金				
従 業 員 数	役員	名/社員	名/パート・アルバイト	名/合計
事 業 内 容 (多岐にわたる 場合は主たる もののみ記載)				
企業の実績 (直近3期分の数値を記入)				
	年度	年度	年度	
売上高 (当期収入合計)				
経常利益 (当期収入合計額-当期支出合計額)				
当期利益 (税引前)				
減価償却費				
繰越利益 (次期繰越収支差額)				

<p>製品の完成検査 (工法については、 監理体制)</p>	<p>※製品完成後の検査について、どのように行っているか記載してください。 また、全数検査か抜き取り検査かについても記載してください。</p>
<p>製品の品質検査 (工法については、 実証実験等)</p>	<p>※製品の品質検査について、安全性テスト、経年変化テスト・耐久性テストをどのように行っているか、記載してください。また、データも添付してください。</p> <p>■実施期間： ■実施場所： ■実施内容： ■実施結果：</p>
<p>環境適応</p>	<p>※製品の製造環境に関して、大気汚染や水質汚濁等への配慮が行われているか記載してください。 また、省エネ、省資源、資源循環等、環境への配慮が行われているか記載してください。</p>

4 リスク管理・メンテナンス体制

<p>保険加入状況</p>	<p>※製品に対するPL保険へ加入していますか。有または無のどちらかに○印を記載してください。 ※システム関連製品については、システムの利用に起因する不利益が生じた場合でも保証できない旨の同意をとっていますか。有または無のどちらかに○印を記載してください。</p> <p>有 無</p> <p>※加入していない場合、もしくはその他の保険に加入している場合は、その内容について記載してください。</p>
<p>取扱説明書</p>	<p>※取扱説明書はありますか。有または無のどちらかに○印を記載してください。</p> <p>有 無</p>
<p>メンテナンス及び ランニングコスト</p>	<p>※申請する製品のメンテナンスについて、どのように行うか、購入後ユーザーが負担するランニングコストを含めて記載してください。</p>

7 生産・販売体制について

生産・販売体制	※仕入れ・製造・出荷、流通、販売(県内、県外、国外)等について、 <u>スキーム図</u> を記載してください。 (製造委託、販売委託等があればその状況についても記載してください。)						
販売戦略の概要	※販売戦略(メディア活用等の広報も含む)を具体的に記載してください。						
市場規模・売上目標 (5年後を目途に)	市場規模		万(億)円 (※単位は適宜変更してください)				
	自社シェア目標		万(億)円 %				
販売見込み		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
	① 売上目標						
	② 製造原価						
	③ 売上総利益						
	④ 販売管理費						
	⑤ 営業利益						

8 知的財産について

知的財産権の 取得状況	※製品に関する産業財産権取得・出願状況等について記載してください。 取得証明書の写しも添付してください。
----------------	---

9 国等が定める法令、基準等について

国等が定める法令、 基準等	<p>※国（省庁）が定める法令、基準等がある場合は、名称及び適合状況について列挙し、許認可の取得が必要な場合は認可証明書の写しを添付してください。（法定の許認可の取得または適合が必要な場合、満たしていないと申請できません）</p> <p>例：○○基準（△△省□□基準 第▲号・適合済（許認可の取得は必要なし））</p> <p>※国（省庁）が定める基準ではないが、業界団体の基準等がある場合は、名称及び適合状況について列挙し、許認可の取得が必要な場合は認可証明書の写しを添付してください。</p> <p>例：■ ■基準（■ ■製品工業組合 ● ●基準・証明書は別添の通り）</p>
------------------	---

高知県防災関連登録製品認定証

製品・技術名

事業者名

代表者役職・氏名

所在地

認定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第8条第1項の規定により、高知県
防災関連登録製品として認定する。

高知県防災関連産業交流会 会長

「高知県防災関連製品認定制度」における審査内容について

「高知県防災関連製品認定制度」で認定された製品については、審査会において下記内容の意見等が出ていますので、今後の商品開発や販売の際に参考にしてください。

- ・事業者名
- ・製品名

○

○

《お問い合わせ先》

高知県防災関連産業交流会事務局（高知県商工労働部工業振興課 内）

担 当：

電 話：088-823-9724

F A X：088-823-9261

E-MAIL：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

申請者 様

高知県防災関連産業交流会 会長

高知県防災関連登録製品審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、高知県防災関連登録製品への認定について審査した結果、下記のとおり認定しないこととしましたので通知します。

記

1 製品名、技術名

2 事業者等 住所

氏名

3 理由等

高知県防災関連産業交流会 会長 様

製品・技術名

認定番号 第 号

住 所

（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名）

高知県防災関連登録製品申請事項変更届出書

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第11条第1項の規定により、下記について届け出ます。

記

（1）変更の内容

変更前	
変更後	

（2）変更の理由

（3）特記事項

年 月 日

高知県防災関連産業交流会 会長 様

製品・技術名

認定番号 第 号

住 所

（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名）

高知県防災関連登録製品廃止届出書

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第11条第2項の規定により、下記について届け出ます。

記

(1) 種別 廃止 中止

(2) 廃止または中止した日 年 月 日

(3) 理由

※添付書類 高知県防災関連登録製品認定証

様式第4号（第13条関係）

高知防産第 号
年 月 日

申請者 様

高知県防災関連産業交流会 会長

高知県防災関連登録製品認定取消通知書

年 月 日付けで認定した高知県防災関連登録製品については、高知県防災関連製品認定制度実施要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

1 認定を取り消す高知県防災関連登録製品

①製品・技術名

②認定番号

2 認定取消年月日 年 月 日

3 認定を取り消す理由

様式第 5 号(第 14 条関係)

年 月 日

高知県防災関連産業交流会 会長 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

高知県防災関連登録製品認定期間更新申請書

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第 14 条の規定により、認定の更新について申請します。

記

1 高知県防災関連登録製品

①製品・技術名

②認定番号

2 更新する認定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(有効期間満了日の翌日から起算して 3 年間)

様式第5号の2（第14条関係）

高知防産第 号
年 月 日

申請者 様

高知県防災関連産業交流会 会長

高知県防災関連登録製品認定期間更新承認書

年 月 日付けで提出のあった高知県防災関連登録製品認定期間の更新については、下記のとおり承認します。

記

1 高知県防災関連登録製品

①製品・技術名

②認定番号

2 更新する認定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第6号(第15条関係)

年 月 日

高知県防災関連産業交流会 会長 様

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

高知県防災関連登録製品事故等報告書

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 製品名、技術名	
2 認定番号	
3 事故等の内容	
4 解決のため講じた措置等	

(注) 事故等の内容については、当該事故等の発生から解決に至るまでの経過をできるだけ詳細に記入すること。

高知県防災関連産業交流会 会長 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

高知県防災関連登録製品権利継承承認願

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第16条の規定により、承認をお願いします。

記

1 権利譲受人（継承者）の所在地及び名称並びに代表者名

住所

名称

代表者名

2 被継承者廃業届出年月日

年 月 日

3 添付資料

(1) 継承に関する当事者の契約書の写し

(2) 継承者の経歴及び状況を示す事業概要書

(3) 県税全てに係る納税証明書

(4) 消費税及び地方消費税の納税証明書

注 申請者は被継承者を記載する。

様式第8号(第16条関係)

高知防産第 号
年 月 日

権利譲受人(継承者) 様

高知県防災関連産業交流会 会長

高知県防災関連登録製品権利継承承認書

年 月 日付けで提出のあった承認願の権利継承について、承認します。
つきましては、今後の高知県防災関連登録製品に関する諸手続きは、すべて権利を継承した者が処理してください。

高知県防災関連登録製品認定証

製品・技術名

事業者名

（継承前事業者名）

代表者役職・氏名

所在地

認定年月日（継承日）

（継承前認定日）

認定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

高知県防災関連製品認定制度実施要綱第16条の規定により、高知県防災関連登録製品として認定する。

高知県防災関連産業交流会 会長